

協議事項 1
(即付議議案第1号)

- 1 協議事項名 令和4年度育児休業及び配偶者同行休業の代替に係る任期付教員採用候補者選考審査要綱について
- 2 協議理由 徳島県公立学校任期付教員採用候補者選考審査要綱の制定をする必要があるため
- 3 関係法令 教育公務員特例法 11条
徳島県公立学校教員の採用に関する規則

教職員課

徳島県公立学校任期付教員採用候補者選考審査要綱

1 選考方法

令和4年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査において、正規教員と育児休業及び配偶者同行休業の代替に係る任期付教員採用候補者（以下「任期付教員」という。）の名簿登載選考を併せて行う。

「任期付教員」の名簿登載を希望しあつ令和4年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査において、希望する校種及び教科の筆記審査（専門）を受審した者の中から、審査結果を総合的に判断して任用候補者を決定し、任用候補者名簿に登載する。

2 出願手続

原則として、令和4年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査に準ずる。

正規教員と併願する者は、「志願書」の「教員採用審査と併せて任期付教員の受審を希望」の欄に、「任期付教員」のみ希望する場合は、「任期付教員のみの受審を希望」の欄に○を記入する。記載のない場合は、希望無しとみなし、候補者名簿への登載対象としない。

特別選考で筆記審査（専門）を免除されている者が「任期付教員」任用候補者登録名簿に登載を希望する場合は、筆記審査（専門）を受審しなければならない。

（1）受付

①出願資格

昭和37年4月2日以降に生まれた者で、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格事項に該当しない者であり、かつ、出願する校種等及び職種並びに教科等に相当する教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者又は令和4年3月31日までに当該普通免許状を取得見込みの者。

②出願期間

令和3年5月10日（月）～令和3年5月24日（月）

③出願方法

書留にて郵送のこと。令和3年5月24日（月）までの消印のあるものに限る。

出願先 〒770-8570 徳島市万代町1-1 徳島県教育委員会教職員課

封筒の表面に校種等及び職種、出願教科等を朱書きすること。なお、持参による出願は受け付けない。

（2）出願書類

令和4年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査に準ずる。

3 出願上の注意

令和4年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査に準ずる。

4 審査日程・会場等

令和4年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査に準ずる。

5 審査の配点

筆記審査（専門） 150点

6 「任期付教員」採用候補者名簿への登載及び結果の公表

「任期付教員」採用候補者名簿の登載については、令和4年度徳島県公立学校教員採用候補者名簿（A及びB）に登載されなかった者のうち「任期付教員」を希望する者を対象に決定する。

名簿搭載者には、令和3年10月28日（予定）で教職員課ホームページに名簿搭載者の受審番号を掲載する。

7 名簿登載期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで3年間

徳島県公立学校任期付教員（育休代替、同行休代替）制度について

徳島県では、令和4年度から、新たに年度を超えて最長3年の任期付教員制度を導入します。安定した学校運営のために、育休代替については任期付教員を増員する予定です。

1. 職名等

職名	勤務形態	任用根拠等
講師 養護助教諭	常勤 (週38時間45分)	○育休法第6条第1項第1号、地公法第26条の6第7項第1号 常勤で、育児休業や配偶者同行休業を取得する職員の休業期間に合わせて任期付で採用します。

2. 勤務条件等

給料	「徳島県学校職員給与条例」第4条別表第1「小学校中学校教育職給料表」又は別表第2「高等学校等教育職給料表」の1級が適用されます。なお、初任給は、経歴等に応じて決定されます。
昇給	有り
手当等	期末手当及び勤勉手当、扶養手当・通勤手当・住居手当等（該当者のみ）
休暇等	育児休業を除き、正規職員と同じです。

3. 採用までの流れ

- ① 徳島県公立学校任期付教員選考審査に応募（令和3年5月10日（月）～令和3年5月24日（月））
- ② 徳島県公立学校任期付教員選考審査を受審（令和3年7月17日（土） 教員採用審査の筆記審査（専門））
- ③ 「採用候補者名簿」登載者の合格発表（令和3年10月28日（金）、受審番号をHPに掲載）
- ④ 県教委から「採用候補者名簿」登載者へ任用手続等の通知
- ⑤ 県教委から配置校決定の通知（3月中旬、電話連絡等）

4. 任期付教員の採用に関するQ&A

Q1 任期付教員になるためには、どのような条件がありますか。	A 小・中・高・特別支援等の普通免許状を持っている方で、昭和37年4月2日以降に生まれた方は全員任期付教員選考審査に応募できます。
Q2 任期付教員になるためには、どのように応募すればよいですか。	A 任期付教員選考審査に応募する必要があります。審査は教員採用審査と併せて行います。教員採用審査に出願し、「志願書」の「教員採用審査と併せて任期付教員の受審を希望」の欄に、「任期付教員」のみ希望する場合は、「任期付教員のみの受審を希望」の欄に○を記入するだけで応募は完了です。
Q3 任期付教員になるためには、どのような審査がありますか。	A 教員採用審査の出願した校種及び教科の筆記審査（専門）を受審する必要があります。「任期付教員のみ希望する」方は、筆記審査（専門）のみです。
Q4 毎年この審査を受審する必要がありますか。	A 一度名簿に登載されると3年間有効となりますので、名簿に登載されている期間は審査を受審する必要はありません。
Q5 名簿に登載された者は、必ず4月1日から採用されるのですか。	A 優先的に採用する方針ですが、育休等の取得者が少ない場合は、4月1日から採用されない可能性もあります。※登録者の方の希望により、臨時的任用（病休補充、定欠等）で4月1日から勤務していただくことも可能です。
Q6 任期付教員の任期期間中に、教員採用審査に合格した場合はどうなりますか。	A その年度の末までは、任期付教員として勤務していただき、次年度からは新規採用職員として採用します。
Q7 ティーチャーズバンク（TB）の登録と任期付名簿への登載は、何がちがいますか。	A 任期付名簿に登載されている方のみが、1年以上の育休代替として勤務できます。
Q8 登載審査を受審し、名簿登載に至らなかつた場合でも、次の年に徳島県で講師として働くことはできますか。	A 可能です。名簿不登載が不利益になることはありません。任用機会を広げるお考えいただき積極的に応募してください。

問い合わせ先 徳島県教育委員会教職員課 県立学校人事担当 088-621-3130

-2- 小中学校人事担当 088-621-3124